

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：17件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	構内タービンシールド保管倉庫内の大型電動台車の軸受ハウジング部に破損が認められたため、当該部を交換	G III	
2	1号機	原子炉冷却材浄化系再生熱交換器の戻り配管に設置されている逃し弁の開閉表示用リミットスイッチに動作不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	G III	
3	1号機	タービン建屋北西側屋外の起動用変圧器脇に設置されている消火器収納ボックスの破損が認められたため、当該収納ボックスを点検・修理	G III	
4	2号機	主発電機密封油装置真空ポンプ（B）出口の湿分分離器用2次ドレン弁に操作ハンドル固定用ナットの外れが認められたため、当該ナットを取付け	G III	
5	2号機	消火系の屋外消火栓元弁（ストームドレン処理建屋脇設置）に、グラウンド部の腐食及び当該箇所より水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
6	2号機	原子炉格納容器（ドライウエル）除湿冷却系の冷却装置入口温度調節器に温度調節弁の制御不良が認められたため、当該温度調節器を点検・修理	G III	
7	4号機	使用済制御棒（ハフニウムフラットチューブ型）の外観点検において、制御棒（7本）のシース部分に線状模様が認められたため、詳細調査したところ、7本中6本の制御棒に微小のひびが確認されたものの、当該ひびの健全性評価により制御棒の健全性に影響を及ぼすものではないことを確認済	G III	
8	4号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン出口のサンプリング用空気流量計に内部の汚れによる流量確認不可が認められたため、当該流量計を点検・清掃	G III	
9	4号機	原子炉建屋換気空調系排気ファン出口のサンプリング用空気流量計に内部の汚れによる流量確認不可が認められたため、当該流量計を点検・清掃	G III	
10	5号機	原子炉建屋5階の蒸気乾燥器及び汽水分離器用吊具の動作確認において、4本（A、B、C、D）のビームに取付けてある空気供給用小型弁（4台の内、2台）よりエアリークが認められたため、当該弁を交換	G III	
11	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）室保温用加熱器の本体より、凝縮水のリーク（2秒間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
12	5号機	炉心スプレイ系（B）のスプレイヘッドと炉心下部格子板間の差圧高を示す警報が、警報設定値に達していない状況で発生したため、原因調査後、対応検討	G III	
13	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）の潤滑油サンプルタンクに油面レベルの低下傾向が認められたため、パトロールにより傾向監視を継続実施	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
14	5号機	タービン建屋換気空調系の高圧復水ポンプエリア空調機のVベルト付近より異音が発生しているため、当該部を点検・修理	G III	
15	5号機	廃棄物処理系床ドレン収集ポンプグランド部からのリーク水受け排水配管の接続部より堰内への水のリーク（40秒間に1滴程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
16	5号機	非常用ディーゼル発電機（A）補機冷却海水系の潤滑油冷却器出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
17	6号機	原子炉建屋地下1階西側ハッチのコンクリートに一部剥離（縦：約10cm、横：約20cm）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	